

新潟焼山の噴火警戒レベルの改定及び 噴火警戒レベルの判定基準の公表について

新潟焼山（新潟県・長野県）の噴火警戒レベルを改定し、令和3年2月1日14時より運用を開始します。併せて、噴火警戒レベルの判定基準を公表します。

新潟焼山では、新潟焼山火山防災協議会における協議の結果、別紙のとおり、噴火警戒レベルを改定することになりました。改定した噴火警戒レベルは、令和3年2月1日14時より運用を開始します。

また、新潟焼山の噴火警戒レベルの判定基準について精査作業が完了したことから、気象庁ホームページで公表しました。

【新潟焼山の噴火警戒レベル（リーフレット）】

気象庁ホームページの「各火山のリーフレット」のページ（以下 URL）に掲載

（2月1日14時に現行版から改定版に差替え）

<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level.html>

【噴火警戒レベル判定基準】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

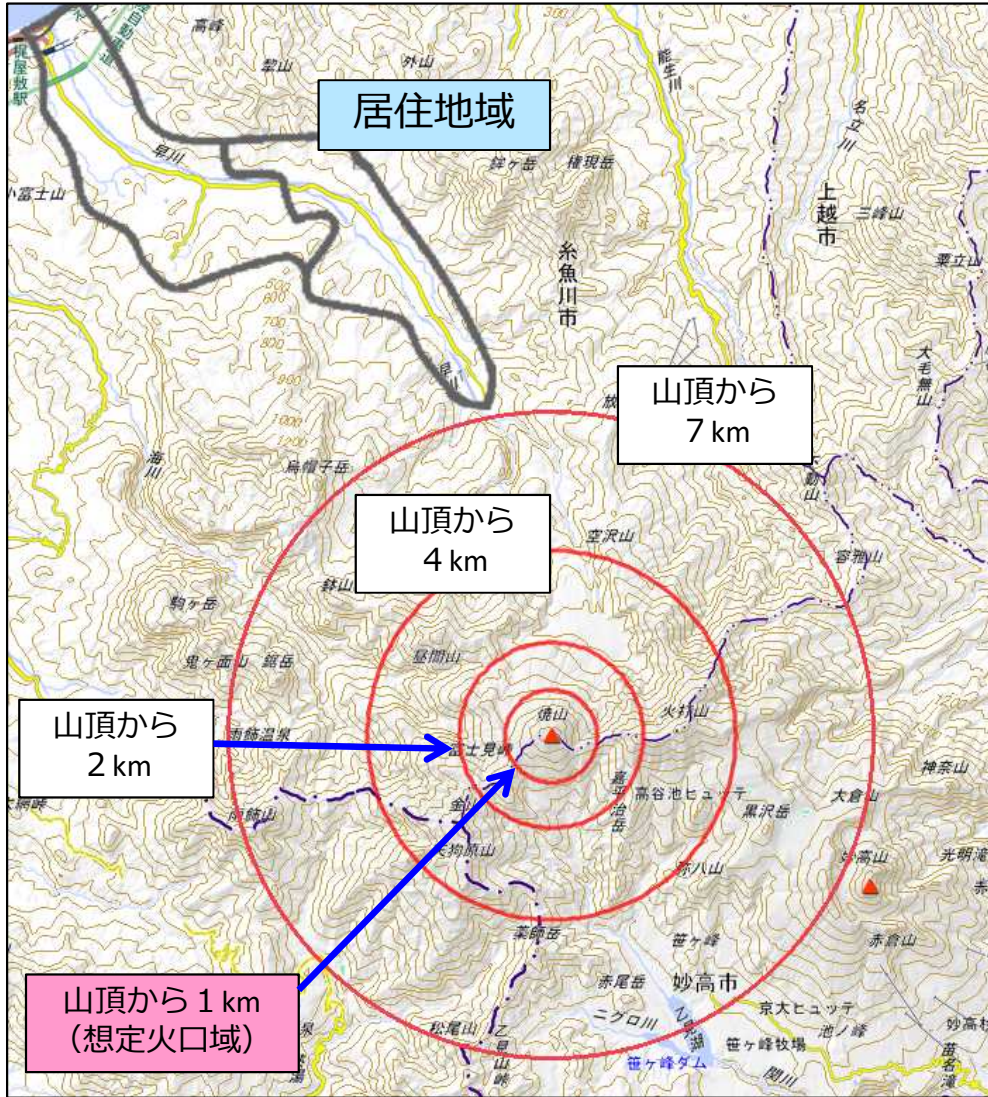
※新潟焼山の噴火警戒レベルと避難計画等の改定について、本日（29日）、新潟県（新潟焼山火山防災協議会事務局）より報道発表されています。

問合せ先：地震火山部 火山監視課 火山監視・警報センター 担当 新出
電話 03-6758-3900（内線 5186） FAX 03-3434-9044

新潟焼山の噴火警戒レベルの改定について

別紙

- 2016年噴火の経験を受け、よりきめ細かな防災対応を可能とするため、噴火警戒レベルを改定する。
- **噴火警戒レベル2について、想定される火山現象およびこれに対する警戒が必要な範囲を2段階に見直した。**
(従来はレベル1の範囲内の現象としていた小規模噴火(2016年の噴火事例相当)をレベル2に位置付け)



現行	各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」
レベル5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
レベル4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性
レベル3	山頂から概ね4 km ※火砕流、溶岩流により居住地域の近くまで重大な影響が予想される場合、山頂から概ね7 km
レベル2	山頂から概ね2 km
レベル1	火山活動は静穏、状況により 想定火口域内等に影響する程度の噴出 の可能性あり



改定後 (令和3年2月1日 14時以降)	各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」
レベル5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
レベル4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性
レベル3	山頂から概ね4 km ※火砕流、溶岩流により居住地域の近くまで重大な影響が予想される場合、山頂から概ね7 km
レベル2	山頂から概ね2 km 山頂から概ね1 km (想定火口域)
レベル1	火山活動は静穏、状況により噴気活動や地震活動に若干の高まり

※噴火警戒レベルの改定後も、火山活動に特段の変化がない場合、現在の噴火警戒レベル(レベル1)や警戒が必要な範囲に変更はありません。